毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

株明文堂印刷 箇年 三万八千八百八十円)

\equiv 号

平 成 \equiv + 年

外

三九

(金曜日)

野川発電所、花合野川発電所、別府発電所、耶馬溪発電所、

阿鳴蘇子

務課又は総合管理センターの職員

月

+

日

任技術者

水力発電所

総合管理センターダム管理部の職員

編集

(定価

所、芹川第三発電所、芹川第二

一発電

工務課又は総合管理センターの職員

平成三十年三月三十日

ように改める。

種別

対象設備

発電所、総合管理センター発電所、桑原発電所、松岡太陽光発電所、北川発電所、下赤

工務課又は総合管理センターの職員

対象者

第五条第二項中

「を選任する対象設備」を

「の保安監督の範囲」

に改め、

同項の表を次の

程第七号)の一部を次のように改正する。

大分県企業局事業用電気工作物 (電気事業)

大分県企業局事業用電気工作物(電気事業)保安規程の一部を改正する規程

保安規程(昭和六十一年大分県企業局管理規

大分県企業局長

草

野

俊

介

大分県企業局管理規程第一号

定める。

平成三十年三月三十日

大分県企業局事業用電気工作物 (電気事業)

保安規程の一部を改正する規程を次のように

臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正………

○企業局管理規程

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正

应

別表第一を次のように改める。 第二十条第一項中「第五十条の二」

を

「第五十一条」に改める。

六

大分県企業局事業用電気工作物

企業局訓

令

大分県企業局事業用電気工作物

(電気事業)保安規程の一部改正…………………一 (工業用水道事業) 保安規程の一部改正……………

企業局管理規程

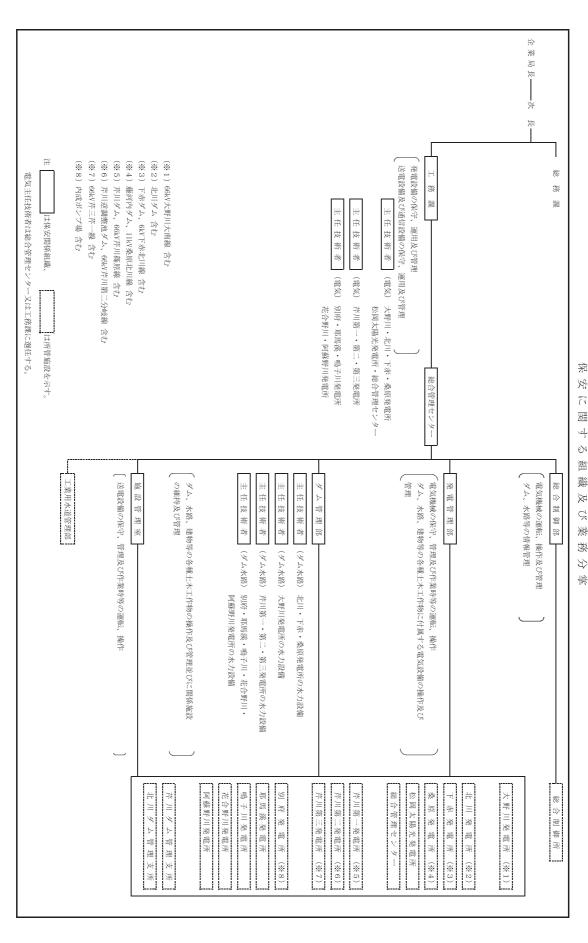
Ħ

次

大分県報号外(企業局管理規程

別表第1 (第4条関係)

寀 撰 FY 팶 4 N 쐂 強 $\not\bowtie$ Ç, 業 務 Œ



				いさる。同語の電フ月	1回/10年	66 k V 送電線路	不良懸垂が い子検出	がい子
					1回/5年	66 k V 送電線路	外観点検	支持物· 電線
				4	1回/3年	66kV送電線路	不良懸垂がい子検出	がい子
				Ť	1回/3年	66kV送電線路	外観点検	技持物· 總線
					備の項中	」に改め、同表の送電設備の項中	を「水車型式」	「水車形式」
				Ę	1回/3年		が 単元 対 版	唐· 书
					1回 / 5年		(※1)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
					1回/5年		測定試験	
		別表第四を次のように改める。	別表第四を	ē	1回/5年		(※1) 外部点検	水車・発電機
に改める。			対対議・競送送機・選送	_			個心里卻是	
年	1回/3年	測定試験	通信線路	Ę	1回/年		外観点検	Z Z
_			機・機法	_			個小里侧灶	
を]		及び無無	を	S □ / □		4 年 中 中 中 市	
年	1回/3年		通信線路		1回/年		外観点検	Z L
		<i>0</i>	「一」(一)(「一)」(「一)」(「一)」(「一)」(「一)」(「一)」(「一)			1)

別表第4(第12条、第14条、第15条関係)

3 非常対策に関するもの	2 ダムの操作に関するもの		項 目 1 運転、操作、巡視等に関 (するもの)
大分県企業局災害対策本部設置要綱	芹川ダム操作規則 北川ダム操作規則 下赤発電所逆調整池ダム操作規程	(2) 土 木 関 係 大分県企業局ダム水路工作物保守運用細則 大分県企業局ダム水路工作物測定調査心得 保 守 運 用 要 領 充 断 水 要 領 操 作 心 得	細 則 (1) 電 気 関 係 大分県企業局事業用電気工作物(電気事業)保守細則 発電所・総合制御所機器定期巡視基準 発電所・総合制御所機器定期点検基準 発電所・総合制御所機器定期点検基準 線路巡視点検及び通信機器保守基準 発電所・総合制御所運転基準

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県企業局事業用電気工作物(工業用水道事業)保安規程の一部を改正する規程を次の

ように定める。

大分県企業局長

草

野

俊

介

平成三十年三月三十日

大分県企業局管理規程第二号

大分県企業局事業用電気工作物(工業用水道事業)保安規程の一部を改正する

管理規程第八号)の一部を次のように改正する。 大分県企業局事業用電気工作物(工業用水道事業)保安規程(昭和六十一年大分県企業局

第三条第三項中「前項」の下に「の規定」を加える。

第六条第一項第五号中「検査」の下に「等」を加える。

第十七条第一項中「第五十条の二」を「第五十一条」改める。

別表第三を次のように改める。

別表第3(第11条関係)

巡視等に関する基準

電気工作物の巡視等は、原則として次の基準により行うものとする。

- 1 巡視等の種類及び実施回数
- (1) 定期巡視点検は、主として運転中に行う施設の点検及び検査をいい、月2回行うものとする。
- (2) 定期点検は、主として施設の運転を停止して行う点検及び検査をいい、年1 回行うものとする。
- 点検の方法
- (1) 外観点検とは、運転中の施設を肉眼によるほか、音響、臭覚等五感により点検することをいう。
- (2) 観察点検とは、施設の運転を停止して、上記点検のほか、手指を接触させて点検することをいう。
- 3 巡視等の基準

d		AŢA						
		遮断器、開閉器及び 電力ヒューズ			ケーブル	器、引込器、電線及 びその支持物並びに	責任分界となる開閉	電気工作物
精密点検	継電器動作試験	絶縁抵抗試験	観察点検	外観点検	接地抵抗試験 ※1	観察点検	外観点検	日
				2回/月			2回/月	定期巡視 点 検
1回/12年	1回/3年	1回/12年	1回/3年	1回/年	1回/3年	1回/3年	1回/年	定期点検

					(. G	D)	>	P.	童	Z	<u>17</u>	H	EK	,	炎			備	N N
	接地装置				用电信人 化电效用	居式學學37.2.4. 电新					配電盤及び制御回路				変圧器			J. P. H.	は感、自命用多及命、 避雷器、電力用コン デンキー及び新路器	品沿半田品作 陝西
接地抵抗試験 ※2	観察点検	外観点検	液温測定	比重測定	電圧測定	液量点検	観察点検	外観点検	継電器動作特性試験 ※2	絶縁抵抗試験	観察点検	外観点検	内部点検	絶縁油診断	絶縁抵抗試験	観察点検	外観点検	絶縁抵抗試験	観察点検	外観点検
		2回/月				2回/月		2回/月				2回/月					2回/月			2回/月
1回/3年	1回/3年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	適宜	1回/3年	1回/3年	1回/3年	1回/年	1回/12年	1回/3年	1回/年

用別器、遮断器、変 圧器、配電線路、電 線及びその支持物、 ケープル並びに接地 装置、照明設備、 配線、照明器具その 他の器具類 が機関及び附属装 置 が整地装置、原列設備、 を地抵抗試験 ※2 を地抵抗試験 ※2 を電機、励磁装置及 び接地装置 が接地装置 が接地装置 を電機、励磁装置及 を電機、励磁装置及 を電機、耐磁装置及 を電機、耐磁装置及 を電影情に同じ。		뮟		発	— H	乖	#		ቋ		全角	"	配電設備
※2 2回 月 2回 月 2回 月 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	期間器その他の電気機器	X-E				- T			<u> </u>			indi.	
	受電設備に同じ。		絶縁抵抗試験	観察点検	外観点検	起動試験	観察点検	外観点検		絶縁抵抗試験	観察点検	外観点検	受電設備に同じ。
		1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	1回/年	

(注) ※1を付した試験項目は、停電範囲、その他の理由によって実施できないこ とがある。

※2を付した試験項目は、過去の実績によってその一部又は全部を省略する ことがある。

別表第四中「定期点檢基準」を「定期点檢保守基準」に、 「工業用水道設備非常災害対策

要綱」を「大分県企業局災害対策本部設置要綱」に改める。

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。

企 業 局 訓 令

大分県企業局訓令第一号

大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程(昭和四十三年大分県企業 事 業 所 局

本

局訓令第一号)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

大分県企業局長

草

野

俊

介

の二百二十」に改め、同条第二号中「百分の九十」を「百分の八十五」に、「百分の百十」 第十三条第一号中「百分の百九十」を「百分の百八十」に、「百分の二百三十」を「百分

を「百分の百五」に改める。

則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。

大分県企業局訓令第二号

臨時的任用職員の管理に関する規程 (昭和四十三年大分県企業局訓令第三号)の一部を次

事 本

業

所 局

のように改正する。

大分県企業局長

草

野

俊

介

平成三十年三月三十日

第二条 削除

第二条を次のように改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条 総務課長は、臨時的任用職員を任用しようとする場合は、公募を行い、応募があつ

(任用)

の限りでない。た者について選考を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、こ

- 務遂行に必要な能力を有すると認められる者がいなかつた場合 公募を行つた結果、有効な応募がなかつた場合又は公募による選考を行つた結果、職
- により、公募により難いと総務課長が認める場合 一 設置される職が、必要とされる知識、経験、技能等の内容又は任用の緊急性等の事情
- 用職員任用選考評価票(第二号様式)により評価するものとする。 3 選考は、書類審査、面接その他必要と認める方法を用いて総務課長が実施し、臨時的任
- 業所の長(以下「所属長」という。)を経由して本人に交付するものとする。
 4 総務課長は、選考の結果適当と認めたときは、辞令(第三号様式)を本局の課長及び事

光四条 削除

項及び第四項を次のように改める。
ない範囲」に改め、同条第二項中「これを」を「六月を超えない範囲で」に改め、同条第二項中「これを」を「六月を超えない範囲で」に改め、同条第三年第五条第一項中「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「六月以内」を「六月を超え

- えない範囲で任用期間を延長することができる。 用期間)を六月未満とされた臨時的任用職員については、任用又は更新の日から六月を超3 任用期間(前項の規定により任用期間が更新された場合にあつては、更新後の残りの任

第五条第五項を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

条の次に次の一条を加える。 第七条中「長期臨時職員」を「臨時的任用職員」に、「採用後」を「任用後」に改め、同

(退船

第七条の二 臨時的任用職員は、任用期間の満了によつて当然退職するものとする。

- 様式)により退職を申し出ることができる。 第一条式)により退職を申し出ることができる。 年間の任用職員は、やむを得ない事由があるときは、任用期間満了前に退職願(第七号)削る。
- | 3 前項の退職願は、退職しようとする日の二週間前までに所属長を経由して総務課長に提

- 総務課長は、第二項の退職願を適当と認めたときは、辞令(第三号様式)を所属長を経出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第八条を次のように改める。

由して本人に交付するものとする

再度の任用

次のように改める。 第十条第一項中「まで」の下に「(以下「給与期間」という。)」を加え、同条第三項を

を一時間とし、三十分未満のときはこれを切り捨てる。
し、その時間数に一時間未満の端数を生じたときは、その端数が三十分以上のときはこれ
らにおいて、勤務しなかつた時間数は、その給与期間の全時間数によつて計算するものと
月の給与から、勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額する。この場
3 臨時的任用職員が、一日の勤務時間の一部について勤務しないときは、その日の属する

第十一条に見出しとして「(手当)」を付する。

第十二条に見出しとして「(旅費)」を付する。

第十四条に見出しとして「(勤務時間)」を付する。

を付与しなければならない」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。次有給休暇は」を「所属長は、臨時的任用職員に対し」に、「とする」を「の年次有給休暇第十五条に見出しとして「(年次有給休暇)」を付し、同条第一項中「長期臨時職員の年

した日数の年次有給休暇を付与しなければならない。 臨時的任用職員に対し、十日から前二項の規定により付与した年次有給休暇の日数を控除3 所属長は、任用期間の延長又は更新により任用後の任用期間が六月を超えることとなる

第十五条第四項中「有給休暇」を「年次有給休暇」に改め、同条第五項から第九項までを

第十五条の二に見出しとして「(部分休業)」を付し、同条第一項中「臨時的任用職員」

「所属長は、臨時的任用職員」に改め、同条を第十五条の三とし、第十五条の次に次の一

を

条を加える。

(年次有給休暇以外の休暇

第十五条の二 所属長は、 れぞれ同表の下欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。 臨時的任用職員に対し、 別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、 そ

2 休暇を日に換算する場合には、 項 れぞれ同表の下欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。ただし、 が六月以上の臨時的任用職員に限る。)に対し、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、 の十三の項及び十四の項に掲げる場合にあつては企業局の職に引き続き在職している期間 期間が延長され、 までの期間。 所属長は、 十三の項及び十四の項に掲げる場合にあつては、 別表第二において同じ。)が六月以上と定められた臨時的任用職員に、 臨時的任用職員 又は更新された場合は、 (別表第二の二の項に掲げる場合にあつては任用期間 七時間四十五分をもつて一日とする。 任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日 一時間を単位として使用した無給 同表の七の 同表 任 用

用する」に改め、 第十八条第一項中 「又は所属長が採用した場合」 「採用した」 を 「任用した」 を削る。 に改め、 同条第二項中 「採用する」を 任

Ŧi.

第十九条を削る。

附則の次に別表として次の二表を加える

別表第一(第十五条の二関係

九女性職員がお	その都度必要と認める日又は時間	公署へ出頭する場合 会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国
出た場合出た場合の方の過程がある。	その都度必要と認める日又は時間	断された場合 風水震火災その他非常災害により交通が遮
が 中 困 の	その都度必要と認める時間	場合 選挙権その他公民としての権利を行使する
景響かある	休暇の期間	区分
はする		

別表第二 (第十五条の二関係)

と認められる場合 と認められる場合 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要	区分
必要と認められる期間	休暇の期間

第一項に規定する健康診査を受ける場合第十条に規定する健康診査を受ける場合母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)	理休暇を請求した場合 生理日の勤務が著しく困難な女性職員が生	とがやむを得ないと認められる場合ため療養する必要があり、その勤務しないこ二 前項に定めるもののほか、負傷又は疾病の	
時間の範囲内で必要と認める時間でれた回数)、一回につき一日の勤務された回数)、一回につき一日の勤務は、いずれの期間についてもその指示は、いずれの期間についてもその指示して、産後一年までその間に一回間に一回、産後一年までその間に一回間に一回、満三十六週から分べんまで一週間に一回、満三十三週まで四週間に一回、満	その都度必要な期間	その都度必要と認められる期間有給休暇の合計日数を超えない範囲で第三項までの規定により付与した年次第三項までの規定により付与した年次	

六 息し、又は補食する場合又は胎児の健康保持に影響があるとして、休又は胎児の健康保持に影響があるとして、休 範囲内で各々必要と認める時間いて、一日を通じて一時間を超えない正規の勤務時間の始め又は終わりにお

その

都度必要と認める時

関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に、妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機 物合 、性職員が妊娠障害のため勤務す

郊である場合 要と認める日又は時間十四日を超えない範囲内でその都度

必

2出産する予定の女性職員が申し2品が娘の場合にあつては、十四

出産日までの申し出た期

職員から就業について請求があり、までの期間(出産後六週間を経過し 出産日の翌日から八週間を経過する日

へしかた

出産した場合

て同じ。)を育てる臨時的任用職員が、そのて同じ。)を育てる臨時的任用職員が、その二第一項において子に含まれるものとされの二第一項において子に含まれるものとされる。以下「就業規程」という。)第七条業規程(昭和四十三年大分県企業局管理規程十一生後満一年に達しない子(大分県企業局就十一生後満一年に達しない子(大分県企業局就 除く。 つ、医師が支障がないと認めたときを 日 時間又は \exists 一回各三

干 分

+

						
	第一号様式から第五号様式までを次のように改める。	られる場合 行うため勤務しないことが相当であると認め 行うため勤務しないことが相当であると認め られる場合	十三 小学校就学の始期に達するまでの子(就来規程別表第二の二十の項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項において同じ。)を養育する臨時的任用職員が、その子の世話を行うことをいう。)又はその子の母子保健法第十二条若しくは第十三条に規定する健康診査、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する健康診査、学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第十一条に規定する場所であると認められる場合	れる場合 で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他のため勤務しないことが相当であると認めらの親族の死亡に伴い必要と認められる行事等で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他十二 臨時的任用職員の親族が死亡した場合十二 臨時的任用職員の親族が死亡した場合	が相当であると認められる場合 一項に規定する要介護者(十四の項において 一項に規定する要介護者(十四の項において 十一 臨時的任用職員が、就業規程第十八条第十一 臨時的任用職員が、就業規程第十八条第	行う場合
平成三十年三月三十日	ই °	れる日又は時間 人以上の場合にあつては、十日)を超 人以上の場合にあつては、十日)を超 任用期間において五日(要介護者が二	任用期間において五日(小学校就学の任用期間において五日(小学校就学の任用期間において近、十日)を超えない範囲内でその都度必要と認められる	期間 正規職員の例により必要と認められる	必要と認められる時間	
大分県報号外 (企業局訓令)						
九						

(罪 動彩	5内容战種)5場所等所名)	年 月	日記入】		壬用職員 E			写真 (3×4cm)	
フリモ	ガナ 名			(FI)	性別	男・女			
主年	三月日		年月	日 (歳)	電話番号				
=	所	フリカ゛ナ 〒	_	(通勤手段	:		所要時間:	分)	
	始 年	期月		ž	学歴・職歴			終 年	期月月
. 10 10 13.									
	年	月	大分県職員(四	a時的任用職 	員・非常勤	職員含む)	としての職歴	年	月
	年	月	資格・免	群	「パソコン ・Word又は (仕事等で) ・Excel	一太郎	使える程度・	使ったことがない	<i>'</i>)
F 望	!動機				(仕事等で	頻繁に使用・	使える程度・	使ったことがない	<u>))</u>
	他申告	示事項 目に関する	、由 <i>生</i>)						
りの成科	下の 口にし 年被後 錮以」	也方公務員 /印を記 入 &見人又に この刑に処	は法第16条に定める してください。 は被保佐人 Lせられ、その執行		で又はその幸	執行を受ける	ることがなく:	なるまでの者	

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主 張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第2号様で	: (第3条関係)
71 - 1111	• (214 O 212121171)

(表)

臨時的任用職員任用選考評価票

所属	業務内容
氏 名	性 別 生年月日

選考年月日: 年 月 日 評価 評価項目 主な着眼点 審査者(1) 審査者(2) 特記事項 $3 \sim \overline{1}$ $3 \sim 1$ 職務遂行上望ましい経歴を有している 経歴 1 書 職務遂行上望ましい資格・免許を有し 類 2 資格·免許 選 熱意や意欲を感じられるか。 3 志望動機 考 4 評価 (得点) 基準 3 2 得点 得点 合計得点 1 次 最適 ← 適 → 可 点 点 点 その他特記事項 選 考 位 順 一次選考結果 合否 合格 不合格 審査者(1) 印 職氏名 審査者 (2) 印 職氏名

※ 業務内容に応じて適宜評価項目を追加すること。

				選考年月日	l :		年	月日
						評価		
) 7 44 HH	L-				- "+ == + ==
		評価項目	主な着眼点	三	審査者	首 番]	査 者	特記事項
					(1)		(2)	
								1
					$5\sim1$. 5	~ 1	
		態度 態度	真面目で落ち着いているか。					
		1 表現力		, y .1.				
			わかりやすく、的確に応答してい	' るか。				
		2 責任感	自らの行動、決定に責任を持と	うとしているか。				
	面	倫理観	公務員として倫理観に欠けるとこ	- ろはないか_				
	接	3 積極性	積極的・主体的に取り組む姿勢な	い見られるか。				
		自主性	前向きな意見や考え方、向上心を	ともっているか。				
	選	協調性	人間関係をうまくつくれそうか。					
		141						
	考	職場適用力	ストレスに耐えられそうか。					
		知識	業務に必要な知識・技術を有して	ているか。				
		5 技術						
		ניוע אנ						
		6						
		0						
		並に (組上) 基準 5 4 3	2 1	須占	4	日上	△⇒↓/組上
		評価(得点			得点		导点	合計得点
			優れている ← 適	→ 劣っている		点	点	点
		その他				ı		
		特記事項						
		面接選考	順 位					
		結果						
			/					
		審査者(1)					印	
次		職氏名						
1/			1					
		審査者(2)					印	
		職氏名						
>==						評価		
選		⇒	ナ が 来田。	Ŀ			* *	
	そ	評価項目	主な着眼点	7.	審査者		査 者	特記事項
	の				(1)		(2)	
	() (h				\sim		\sim	1
考	他		+					1
	選	1						
	他選考	2						
		3				1		
						-+		
		4						
		5						
		評価(得点)		得点	4	 导点	合計得点
		計画 (特別)		175			
						点	点	点
		その他						
		- '-						
		特記事項	1	T				
		面接選考	順位					
		結果						
			+ /	l				
		審査者(1)					印	
		職氏名						
		審査者(2)	1					
							(印)	
		職氏名						
			合計					
	次	一步起去						
		二次選考	得点 順位	,	合否	合格	. •	不合格
	総	結果			" "	н ін		
	合		点					
		1	1 1/1/2		1			

(裏)

[※] その他選考については、総務課長の判断で行うこととし、評価項目、配点等についても 総務課長が定めること。

/局訓令) 一二 一三	大分県報号外(企業局訓令)	平成三十年三月三十日	
大分県企業局長			
Я	中		
F 月 日から 年 月 日までとする。	任用期間を	大分県企業局長	
	兵 名	年 月 日	
		名) 令事項)	(尺 発 令
臨時的任用職員任用期間延長通知書		幸 令	
孫)	第4号模式(第5条関係)	(第3条、第7条の2関係)	第3号樣式

四四

		地方公務員法等の規定により再度更新はできず、期間満了の際は当然退職します。
		大分県企業局長
		年月日
		任用期間を 年 月 日から 年 月 日まで更新する。
		氏 名
		臨時的任用職員任用期間更新通知書
	第六号様式を次のように改める。	第 3 与 核 凡 (
	第五号様式の二を削る。	
- 1		

第6号様式(第7条関係)

同 意 書

私は、地方公務員法等の規定に基づき、大分県企業局の臨時的任用職員として採用されるに 当たり、下記の勤務条件に同意します。

なお、採用後においては、県民の奉仕者としての立場を深く自覚し、大分県企業局職員としての品位を保持するとともに、上司の職務上の命令及び職務上の秘密を守ることに忠実に従い、職責遂行に全力を尽くすことを誓います。

記

1 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 勤務場所

勤務とする。

3 職 名

臨時的任用職員(

)とする。

4 給 与

- (1) 給与は、日給とし、出勤日数に応じて支給する。
- (2) 日給額は、 円とする。 (任期の途中で日給額が改定されることがある。)
- 5 手 当 (1) 時間外勤務手当及び休日勤務手当は、日額の増給として支給する。
 - (2) その他の手当は、一切支給しない。
- 6 社会保険 法令の定めるところによる。
- 7 服 務 正規職員に準ずる。
- 8 勤務時間 正規職員に準ずる。
- 9 休暇等
- (1) 年次有給休暇は、任用期間により最高5日とする。
- (2) (1)の年次有給休暇は、時間を単位として与えることができる。この場合において、時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算するときは、7時間45分をもつて1日とする。
- (3) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合、風水震火災その他非常 災害により交通が遮断された場合及び裁判員、証人、鑑定人、参考人等と して国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合に は、有給休暇を与えることができる。
- (4) (1) 及び(3) に掲げる休暇以外の有給休暇は認めない。
- (5) 公務災害、病気休暇、女性職員の生理、母性健康管理、産前産後、育児時間、介護時間、忌引き、子の看護及び短期の介護に係る休暇については、別に定めるところにより無給で付与する。
- (6) 部分休業の請求をした場合は、任用期間を限度として承認することができる。部分休業の承認を受けて勤務しない時間は、無給とする。
- 10 懲 戒 正規職員に準ずる。
- 11 その他 休業中の職員の代替であり、職員の休業等の状況により任用期間の変更を行う場合がある。

年 月 日

大分県企業局長

殿

氏名

(A)

Ŧi.

	退職希望日の2週間前に提出できなかった場合は、その理由を付記すること。	注。退職希
	£ 1	
	月日	年
	[由)	(退職の理由)
	ᄪᆘ	
	私は、下記の理由により 年 月 日付けで退職したいのでお願いします。	私は、下記
	(所 属 名) (氏 名)	
	5.局長 殿	大分県企業局長
	退職層	
この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。	第7号様式(第7条の2関係)	第7号様式(
附則	第六号様式の次に次の一様式を加える。	第六号様式の